

2009年3月31日



TBSの株式買取請求に  
関するお知らせ

昨年12月16日に開催いたしました臨時株主総会において、当社は本年4月1日付けをもって、テレビ放送事業および映像・文化事業を分割し、当社の完全子会社である株式会社TBSテレビに承継させる、吸収分割契約書の締結をご承認いただきました。

これを受けて、会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求権を行使する旨の書面を本日、楽天株式会社より受け取りましたので、お知らせいたします。

以上